

島本町立第四小学校学校協議会設置要項

(設置)

第1条 島本町立第四小学校に学校協議会(以下「協議会」と言う。)を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させることにより開かれた学校づくりを進めるために設置する。

2 協議会は、校長の求めに応じ保護者や地域住民等が参加して多様な観点から意見交換や提言を行うことにより、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校教育活動の改善に資することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、校長の求めに応じて、次の各号について意見交換や提言を行う。

- (1) 学校教育活動全般に関すること。
- (2) 学校の特色づくりの方策等に関すること。
- (3) 前2号のほか、前条の趣旨を実現するために必要なこと。

(委嘱)

第4条 協議会は、学校教育に対する理解と識見のある保護者や地域住民、有識者等から校長が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の人数は、8名以内とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 特別な事情がある場合は、校長は任期の途中で委員を解任することができる。

(会議の運営等)

第6条 委員の中から会長を互選する。

- 2 会長は、校長の求めに応じ、必要と認めた場合、協議会を招集する。
- 3 会長は、校長に指示した協議議題について、意見交換や提言を行うために会議を運営する。
- 4 校長は、協議事項について説明し、必要に応じて意見を述べる。
- 5 協議会は、必要に応じ校長の同意を得て、委員以外から意見を聴取することができる。
- 6 校長は、協議会で出された意見や提言について、必要に応じて校内で検討し、その結果を

協議会に説明する。

7 学校は、協議事項や協議会で出された意見・提言について、保護者や地域社会に広く情報提供を行う。

8 協議会は、各学期に1回程度開催する。

9 協議会は、原則として公開とする。ただし、学校運営への支障やプライバシーの侵害のおそれがあるなどの場合は、非公開とすることができる。

10 校長は、委員の委嘱や協議会の運営について、必要に応じ島本町教育委員会事務局と協議を行う。

(守秘義務等)

第7条 校長は、委員に対して、協議会において知り得たことについて守秘義務を課すことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を本校に置き、協議会に関する庶務を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成15年7月22日から施行する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。